

事 務 連 絡  
平成21年 6 月 1 8 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ)

標記については、平成21年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところです。

今般、フランス産山羊乳チーズから腸管出血性大腸菌 O103を検出し、当該製品が日本に輸出されていたとの情報を入手したことから、フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズに対する検査命令の検査項目に腸管出血性大腸菌 O103を追加することに伴い、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

#### 記

フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 O103に係る検査命令の対象業者に、次の製造者を追加する。

S. A. R. L. LE PIC (工場番号：81 206 009)